

令和2年度
公募入札による自動販売機設置（その2）
入札案内書



PoLaRiS
大和市市民交流拠点ポラリス

(大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター)

SiRiUS
大和市文化創造拠点



令和3年2月
大和市役所 文化スポーツ部 図書・学び交流課

M E M O

< この冊子に関する問合せ先 >

大和市役所 文化スポーツ部 図書・学び交流課 学び交流係

〒242-0016

大和市大和南一丁目8番1号

TEL 046-259-6104

FAX 046-263-6680

E-mail bu_tosho@city.yamato.lg.jp

目 次

○入札実施要領	
1. 趣旨	4
2. 設置物件	4
3. 日程	4
4. 入札参加資格	4～5
5. 自動販売機の設置条件	5～7
6. 入札参加申込みの受付	7～8
7. 入札による設置事業者の決定	9
8. 入札保証金	9
9. 入札貸付料率	9
10. 入札	9～10
11. 入札の中止	10
12. 契約の締結	10～11
13. 契約保証金	11
14. 設置事業者の都合による契約解除	11
○入札関係書式	
入札参加申込書	12
誓約書	13
入札契約に関する代理人の委任状	14
入札書	15
委任状	16
封筒に添付するラベル	17
公有財産有償貸付契約書（案）	18～27
電気使用料決定通知	28
○各物件の条件等	29
○入札実施の日程	30
○入札会場案内図	31
○自動販売機設置施設	32
○施設の状況	33～34
○施設案内図・詳細図	35～38

1. 趣 旨

大和市では、市内の公共施設に設置されている自動販売機に関して、自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）を募集し、一般競争入札によって決定します。入札に参加を希望される場合は、本書を熟読し、十分にご検討のうえ、ご参加ください。

なお、自動販売機設置場所の貸付けに係る諸条件は関係法令に定めるもののほか、本書によるものとします。

2. 設置物件

合計5台の自動販売機の設置に関する入札を2回に分けて実施します。

入札ごとに設置場所、設置台数、設置条件等が異なりますので、本書をよくお読みいただくとともに、現地の状況等をご確認いただき、入札貸付料率の検討をしてください。

3. 日 程

日程は次のとおりです。

- 1) 案内書の配布 令和 3年 2月16日（火）から
- 2) 参加申込受付 令和 3年 2月16日（火）から 2月22日（月）まで
- 3) 入札及び開札 令和 3年 3月 3日（水）
- 4) 財産借受申出書の提出期限
令和 3年 3月10日（水）まで

4. 入札参加資格

- 1) 次の全てを満たしている個人又は法人は、入札に参加することができます。
 - ①個人の場合は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により大和市の住民基本台帳に記録されていること。法人の場合は、神奈川県内に本店、支店又は営業所を有していること。
 - ②自動販売機の設置業務（自ら管理及び運営するものに限る。）について、3年以上の実績を有していること。
 - ③大和市一般競争参加停止及び指名停止等措置要領に基づき、公告の日から落札決定までにおいて、停止措置処分を受けていないこと。
 - ④会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
 - ⑤法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、該当する許認可等の免許を有していること。

- ⑥国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないこと。
- ⑦入札に係る契約等を締結する能力を有しない者（未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人等をいう。）又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- ⑧大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第4号に掲げる暴力団員等若しくは同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- ⑨大和市が締結する契約において、次のいずれかに該当する者でないこと（その事実があった後2年間とし、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者も同様とする。）。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正な行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公平な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑩大和市で実施する公募入札による自動販売機の設置実績がある場合は、当該公募入札の年度及び前年度に設置者の都合による契約解除をしていないこと。
- ⑪地方自治法、大和市公有財産規則（昭和45年大和市規則第12号）、大和市契約規則（昭和55年大和市規則第38号）その他関係法令を遵守した上で本書に示す業務を履行できること。

5. 自動販売機の設置条件

1) 許可等の形態及び期間

自動販売機の設置に関する許可等の形態は、いずれも地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく「行政財産の貸付」とします。

契約は、民法（明治29年法律第89号）第601条に規定する賃貸借契約とし、借地借家法（平成3年法律第90号）の規定の適用はないものとします。

設置開始はいずれも令和3年4月1日からとし、貸付期間は5年とします。

2) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率の割合を乗じて得た金額（円未満は切り捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

貸付料率は、入札によって決定するものとし、最低貸付料率は20%とします。

設置事業者は、売上状況を四半期ごとに取りまとめ、各期の最終月の翌月15日までに報

告書を大和市に提出することとし、大和市が各期の最終月の翌月末日までに発行する納入通知書により、四半期ごとの貸付料を支払うものとします。

3) 販売する品目

指定する販売内容のほかに、アルコール類の販売は行わないこと。

なお、商品の具体的な構成については、大和市と協議のうえ、決定すること。

4) 必要経費

① 自動販売機のラッピング（別紙参照）、搬送、設置及び撤去に要する工事費、移転費等は全て設置事業者の負担とし、その方法等については大和市の指示に従っていただきます。

② 自動販売機の定格電力消費量に応じて定めた電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を大和市が指定する期限までに全額納入してください（28ページの例を参照）。

なお、電気使用料決定通知書に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。

5) 設置機器の仕様

設置する自動販売機の機器については、次に掲げる条件を満たしたものとします。

① 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能等の省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応等環境に十分配慮したものであること。

② 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。

③ 電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が使用できること。

④ 日本産業規格の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の自動販売機据付基準を遵守し、転倒防止措置を行うこと。

6) 設置及び利用上の制限

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

① 入札条件を遵守し、貸付料及び電気使用料を期限までに確実に納付すること。

② 自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

③ 販売品目、自動販売機の寸法、色、図柄、広告及び災害対応については、別表1の指定を遵守すること（なお、販売品目に関して「ビン・カン・ペット」と表現されている部分は、ビン、カン又はペットボトルのいずれかで構成してくださいという意味で、必ず3種類をそろえるという意味ではありません。）。

④ 契約上又は許可上の自動販売機を設置するための面積は、本書の寸法制限の面積と回収ボックスの面積（0.24㎡）を含めたものとします。

7) 維持管理

契約期間中は、次の事項を遵守してください。

- ① 商品補充、金銭管理等の自動販売機の維持管理については、設置事業者が行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫及び補充管理を適切に行うこと。
- ② 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）その他関係法令に基づき、適切に回収及びリサイクルをすること。
また、大和市ポイ捨て等の防止に関する条例（平成22年大和市条例第13号）の趣旨を理解し、遵守すること。
- ③ 衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）その他関係法令、業界自主基準等の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。
- ④ 自動販売機を設置するに当たっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。
- ⑤ 自動販売機の故障や問合せについては、連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。
また、各社各自動販売機に貼付される連絡先のほかに、A5横サイズの、トラブル発生時の連絡先、当該自動販売機の位置及び管理番号を記載したラベルを貼付してください。
- ⑥ 自動販売機設置業者の営業時間外でトラブルが発生した場合に備えて、各社1か所以上の緊急連絡先の登録をしてください。
- ⑦ 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を、当該自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付してください。

8) 原状回復

設置事業者は、契約期間が満了し、又は契約が解除された場合は、速やかに原状回復してください。なお、原状回復に際し、設置事業者は一切の補償を大和市に請求することができません。

6. 入札参加申込みの受付

1) 申込方法

申込受付期間 令和3年2月16日（火）から2月22日（月）まで
（日曜日及び土曜日並びに休日を除く。）
午前8時30分から午後5時まで
（正午から午後1時までの間を除く。）
提出先 大和市役所文化スポーツ部文化振興課（市役所2階）
大和市下鶴間一丁目1番1号
046-260-5255

※ 郵送やFAXによる受付は行いません。必ず上記に持参して提出してください。

2) 提出書類

書類に不備又は不足がある場合、入札参加ができません。

① 入札参加申込書（様式1）

② 誓約書（様式2）

※下記⑨に該当し、支店長、営業所長等に委任する場合でも、法人の代表者名で提出してください。

③ 印鑑登録証明書（個人の場合。法人の場合「印鑑証明書」。支店等の登録された印鑑で契約を行う場合、法人代表者・支店各1通）

④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

法人の場合 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

個人の場合 住民票の写し

⑤ 国税、都道府県税及び市町村民税の滞納がないことの証明書

（いずれも発行日から3か月以内、最新年分のものに限る。）

※法人の場合、国税は納税証明書（その3）、都道府県税は法人事業税及び法人県民税の納税証明書、市町村民税は法人市民税の納税証明書を指し、法人所在地のものがが必要です。

※個人の場合、国税は納税証明書（その3）、都道府県税は県民税及び個人事業税の納税証明書、市町村民税は個人市民税の納税証明書が必要です。

⑥ 入札公告の日から過去3年以内に、自ら管理、運営する自動販売機を設置した実績を証明する使用許可書又は契約書の写し

⑦ 自動販売機設置の実績を証明する書類

（任意様式：3年継続していることが分かるもの）

⑧ 法人の場合、役員名簿一覧（氏名・住所・生年月日の記載のあるもの）

⑨ 法人の場合で支店長、営業所長等に入札及び契約事務の一切を委任する場合は、「入札契約に関する代理人の委任状」（様式3）を提出してください。

⑩ 登記事項証明書に支店、営業所等の所在地が記載されていない場合、神奈川県内に支店、営業所等が所在していることが分かる書類（任意様式）

※①の様式は、参加を申し込む入札ごとに必要です。また、それ以外の書類等は参加の数にかかわらず、原本1部で構いません。

※過去3か年以内に大和市において公募入札による自動販売機の設置実績がある場合は、上記⑥を省略することができます。

※上記⑧については、大和市暴力団排除条例に基づく調査の範囲内で使用するものです。取得した情報については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）に基づき、適切に管理します。

※上記⑨「入札契約に関する代理人の委任状」を提出する場合、申請者欄は届出された法人代表者の印鑑を押印の上、提出してください。

7. 入札による設置事業者の決定

- 1) 提出書類の審査を行い、必要な資格を満たしている者を設置事業者の選定対象とし、競争入札参加資格確認通知書を交付します。
当該入札参加資格確認通知書の交付後であっても、不正等が判明した場合には入札参加を取り消します。
- 2) 入札書を公開の場で開札し、入札対象物件に対して最低貸付料率20%以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率で入札を行った者を設置事業者とします。
なお、最高の割合の貸付料率の入札が2者以上ある場合は、直ちに、くじにより決定します。
- 3) 入札の日時、場所については、30・31ページをご覧ください。
※入札開始時刻に遅れると入札に参加できません。
※入札参加者以外は、入札会場への入室はできません。1者複数名で来られても、会場に入室できるのは1名です。
- 4) 入札結果については、落札者名、落札貸付料率及び入札参加者数を大和市ホームページ等で公表します。

8. 入札保証金

免 除

9. 入札貸付料率

入札書には、貸付料率をパーセント（小数点第2位まで）で記載してください。入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額（消費税相当額は含みません。）の割合です。入札貸付料率は入札番号ごとに決定し、同じ入札番号内の物件すべてに適用します。

10. 入 札

- 1) 入札は所定の入札書（様式4）を使用します。入札書を封筒に入れ封印し、入札番号並びに入札者の住所及び氏名（法人にあっては、所在地、名称及び代表者名）を封筒に表記しなければなりません。（本冊子17ページのラベルを切り取って、これに記入し、封筒に貼付してください。）
- 2) 入札書にはボールペン又は万年筆を使用して明確かつ明瞭に記入し、鮮明に押印の上、入札箱に投函してください。代理人の方が入札される場合、委任状（様式5）が必要となり

ます。鉛筆、シャープペンシル及び消せるボールペンは使用できません。また、代理人の方は本人確認をしますので、免許証等の本人確認資料をお持ちください。代理人が入札ごとに代わる場合は、その都度、委任状が必要です。

※入札書及び委任状の委任者押印箇所は、ともに提出する印鑑登録証明書又は印鑑証明書に係る印鑑を押印の上、提出してください。また、委任状の代理人の住所は個人の住所を記入してください。

3) 誤字又は脱字を加除訂正した場合には、その箇所又は付近に押印してください。なお、入札貸付料率の訂正はできませんのでご注意ください。

4) 入札貸付料率はアラビア数字を使用し、小数点第2位未満の端数は記入しないでください。

5) 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

6) 前各項に違反する入札及び次のいずれかに該当する入札は無効とします。

ア 一般競争入札参加申込書及び誓約書を提出していない者のした入札

イ 入札参加者の資格を有しない者（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者）のした入札

ウ 所定の日時までに所定の場所に到達しない入札

エ 入札に際し、不正行為があった入札

オ 同一事項の入札に対し、二以上の意思表示をした入札

カ 入札書の入札貸付料率、氏名（法人にあつては名称及び代表者名）が確認しがたいもの、入札押印のないもの、鉛筆書きのものその他主要な事項が確認できないもの

キ 入札書の入札貸付料率を訂正したもの

ク 入札書の入札貸付料率が最低貸付料率に達しないもの

ケ 虚偽の事実を記載した者のした入札

コ 担当職員の指示に従わなかった者の入札

7) 入札者が1者の場合も入札を実施します。

11. 入札の中止

不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止し、又は入札期日を延期することがあります。

12. 契約の締結

財産借受申出書の提出期限 令和3年3月10日（水）

※上記までに提出がない場合は落札者としての資格が取り消されます。

落札者は、財産借受申出書を提出して頂き、これに対して、別途契約書（様式6）により、契約書を作成し、賃貸借契約を締結するものとします。また、契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とします。

13. 契約保証金

免 除

14. 設置事業者の都合による契約解除

設置事業者の都合により、契約を解除しようとする場合は、解除する3か月以上前に契約解除申出書を提出してください。この場合の解除は、契約した全ての物件を対象とし、一部の物件の解除はできません。また、このことにより次の事項を課すこととします。

- 1) 既納の電気使用料は返却しない。
- 2) 契約の解除をした当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札には参加できないこととする。
- 3) 下表の金額に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額の違約金を支払うこと。

施設名	金額
北部文化・スポーツ・子育てセンター	7, 161, 000円（※注1）
文化創造拠点シリウス	4, 774, 000円（※注2）

※注1 北部文化・スポーツ・子育てセンター違約金等の積算根拠について

令和元年度の北部文化・スポーツ・子育てセンター3台分の年間売上相当額を算出し、違約金等の積算根拠としました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための施設休館期間中は、積算に含めていません。

⇒平成31年4月から令和2年2月まで（11か月）

北部文化・スポーツ子育てセンター3台分の売上額

（6, 564, 270円／11か月）×12か月＝7, 161, 000円

※注2 文化創造拠点シリウス違約金等の積算根拠について

（※注1）の金額の2台分を算出し、違約金の積算根拠としました。

⇒7, 161, 000円×3分の2＝4, 774, 000円

入札参加申込書

年 月 日

大和市長 へ

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者

印

次の「令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2）」に係る一般競争入札に参加したいので、
入札参加を申し込みます。

入札番号	設置台数

担当者氏名

電話番号

FAX番号

誓 約 書

年 月 日

大和市長 あて

申込人 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者 印

大和市が行う「令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2）」に係る一般競争入札の参加申込みに当たり、次の事項について、誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

1. 現在、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の各号の規定に該当していません。
2. 現在、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てはされていません。
3. 個人の場合
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
法人の場合
役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。
4. 設置場所の状況、案内書の内容等を全て承知のうえ申し込みます。

年 月 日

入札契約に関する代理人の委任状

大和市長 あて

所在地 _____

(委任者) 商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ 印

私は、次の者を受任者（入札、契約等にかかる代理人）と定め、「令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2）」にかかる一般競争入札において、大和市長との間に行う下記の権限を委任します。

所在地 _____

(受任者) 商号又は名称 _____

代表者氏名 _____

記

1. 入札及び見積りに関すること。
2. 契約の締結及び契約の履行に関すること。
3. 保証金の納付並びに還付請求及び受領に関すること。
4. 代金の納付に関すること。
5. 入札に関する復代理人の選任に関すること。
6. その他前各号に付帯する一切に関すること。

入 札 書

年 月 日

大和市長 あて

入札者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者

印

件名：令和 2 年度公募入札による自動販売機設置（その 2）

入札貸付料率

--	--

.

--	--

%

入札番号	設置台数

- (注) 1. 自動販売機の売上に対する貸付料率（%で小数点第 2 位まで）を記載してください。
 2. 数字は、1 つの枠に 1 字ずつアラビア数字で記入してください。数字の訂正は無効とします。

委 任 状

大和市長 あて

私は、(住所) (氏名)

を代理人と定め次の事項を委任します。

委 任 事 項

.....「令和2年度公募入札による自動販売機設置(その2)」に係る一般競争入札に関する一切の権限.....

上記委任のこと相違ありません。

年 月 日

(住 所)

委任者(名 称) ㊟

(代表者名) ㊟

下の図に必要事項を記入の上、点線部分で切り取り、入札書を入れる封筒に添付してください。

入札番号	入札者の住所氏名
1	住所又は所在地..... 氏名又は名称 及び代表者名.....

令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2）

入札番号	入札者の住所氏名
2	住所又は所在地..... 氏名又は名称 及び代表者名.....

令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2）

公有財産有償貸付契約書（案）

（令和2年度公募入札による自動販売機設置（その2））

貸付人 大和市（以下「甲」という。）と借受人（以下「乙」という。）とは、公有財産の貸付について次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第2条 貸付物件は、別表1のとおりとする。

（用途の指定）

第3条 乙は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）として自ら使用しなければならない。

2 乙は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

3 乙は、別表1に記載した、自動販売機各物件に対する、販売内容、色・図柄、広告の禁止及び災害対応型の指定を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第4条 貸付期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

（貸付料）

第5条 貸付料は、自動販売機の売上金額に貸付料率〇〇．〇〇パーセントを乗じて得た金額（小数点第2位未満は切捨て）に別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。

（貸付料の支払い）

第6条 乙は、甲が四半期ごとに発行する納入通知書により、指定する期日までに甲に貸付料を支払わなければならない。

（電気料の支払い）

第7条 乙は、前条の貸付料のほかに、この契約に基づき設置した自動販売機が使用する電気の使用料として、自動販売機の定格電力消費量に応じて甲が定める電気使用料決定通知書に記載された電気使用料を納めなければならない。

2 乙は、前項の納入通知書に定める日までに甲に電気料を支払わなければならない。

（延滞金）

第8条 乙は、前2条に基づき、甲が定める納入期限までに貸付料及び電気料（以下「貸付料等」という。）を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて大和市諸収入金に対する督促及び延滞金徴収条例（昭和39年大和市条例第3号）に基づき計算した延滞金を甲に支払わなければならない。

（充当の順序）

第9条 乙が貸付料等及び延滞金を納入すべき場合において、乙が納入した金額が貸付料等及び延滞金の合計額に満たないときは、延滞金から充当する。

(契約保証金)

第10条 契約保証金は免除する。

(契約不適合)

第11条 乙は、この契約締結後、貸付物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないものであることを知った場合であっても第5条に規定する貸付料の減額又は損害賠償等の請求をすることができない。

(維持保全義務)

第12条 乙は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

2 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

(維持補修)

第13条 甲は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

2 貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、全て乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第14条 乙は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくは担保にすることができない。

(実地調査等)

第15条 甲は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、乙に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

2 甲は、乙が提出した報告に疑義があるときは、自ら調査し、乙に対し詳細な報告を求め、又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

3 乙は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、又は実地調査を拒み、若しくは妨げてはならない。

(違約金)

第16条 乙は、第4条に定める期間中に、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、それぞれ当該各号に定める金額を違約金として、甲に支払わなければならない。

(1) 前条に定める義務に違反した場合

〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額

(2) 第3条及び第14条に定める義務に違反した場合

〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額の3倍に相当する金額

2 前項に定める違約金は、第22条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

(甲による契約の解除)

第17条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(2) 乙が、手形、若しくは小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

(3) 乙が、差押、仮差押、仮処分、競売、保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てをしたとき。

(4) 乙が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、又は申立てをしたとき。

- (5) 乙が、甲の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。
- (6) 乙の信用が著しく失墜したと甲が認めたとき。
- (7) 乙が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。
- (8) 乙が、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、甲が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。
- (9) 貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を乙が妨げると認めたとき。
- (10) 前各号に準ずる事由により、甲が契約をしがたいと認めたとき。

2 甲は、国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙はこれによって生じた損失の補償を求めることができる。

(談合その他不正行為に係る解除)

第18条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項又は第2項、第8条の2第1項又は第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反があったとして独占禁止法第7条の2第1項(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙が、公正取引委員会が乙に独占的状态があったとして行った命令に対し、当該命令に係る抗告訴訟を提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

(暴力団等排除に係る解除)

第19条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 法人等(法人、団体又は個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

- (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が、その法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員等又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（乙の都合による契約の解除）

第20条 乙が、自らの都合により契約の解除を希望する場合は、これを希望する日の3か月以上前までに、契約解除申出書を甲に提出しなければならない。また、甲は、契約解除に当たって、乙に対して次の事項を課すこととする。

- (1) 既納の電気使用料は返還しない。
- (2) 契約解除した当該年度及びその次の年度に実施する自動販売機の公募入札に、乙は参加できない。
- (3) 甲は、乙に対して、第16条に定める違約金とは別に、〇〇〇円に落札貸付料率を乗じて得た額に相当する金額の違約金を請求する。

（原状回復）

第21条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は契約が解除されたときは、甲の指定する日までに貸付物件を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

（損害賠償等）

第22条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第23条 乙は、第4条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第17条（第2項を除く。）から第20条までの規定により契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費その他の費用があってもこれを甲に請求することができない。

（契約の費用）

第24条 この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、全て乙の負担とする。

（疑義等の決定）

第25条 この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第26条 この契約に関する訴の管轄は、甲の所在地を管轄区域とする横浜地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

年 月 日

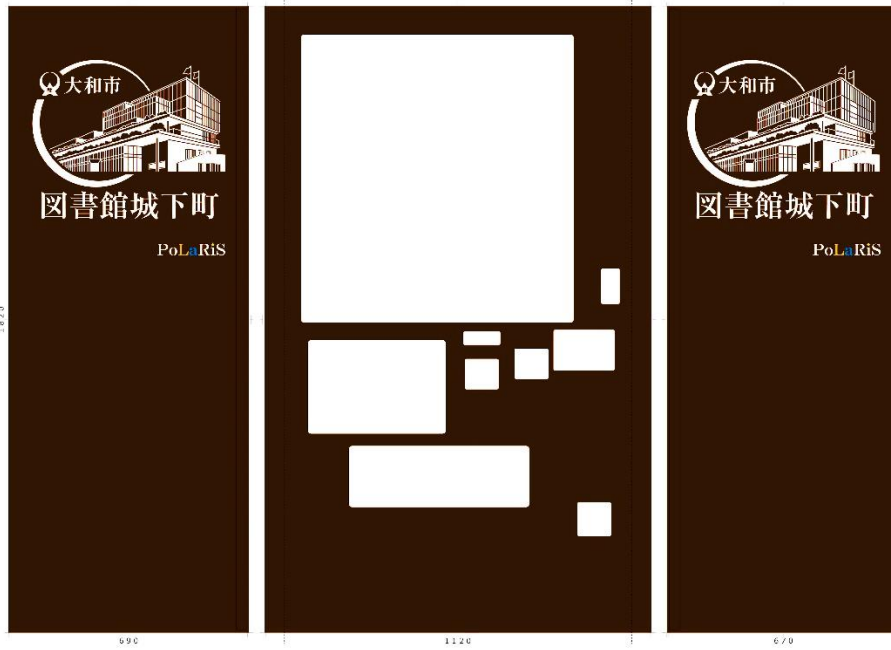
甲 住 所 大和市下鶴間一丁目1番1号
名 称 大和市
氏 名 大和市長 大 木 哲 印

乙 住 所
名 称
氏 名 印

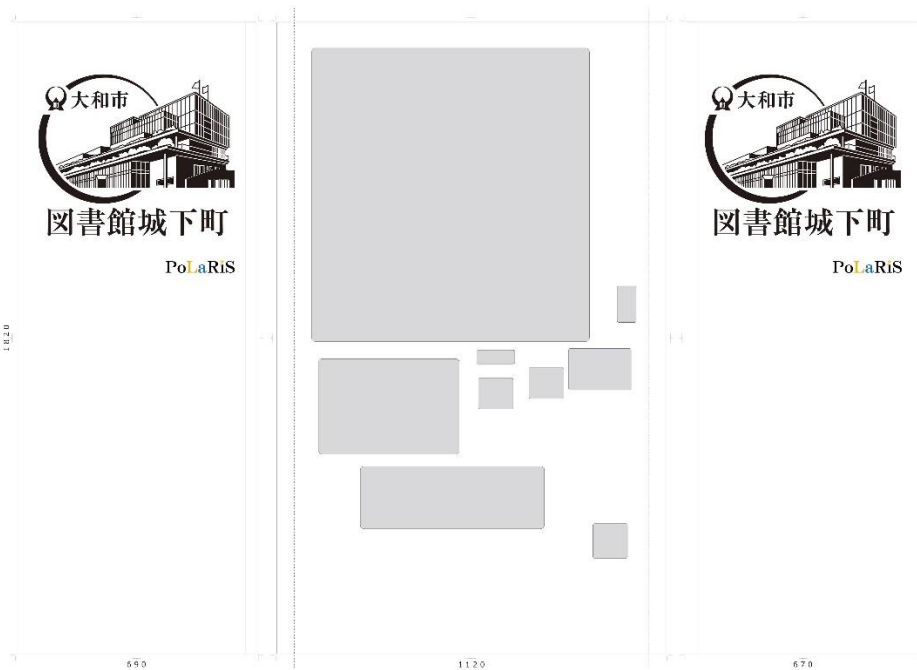
(別表1)

番号	設置場所	販売内容、色・図柄、広告 災害対応型の指定	設置面積

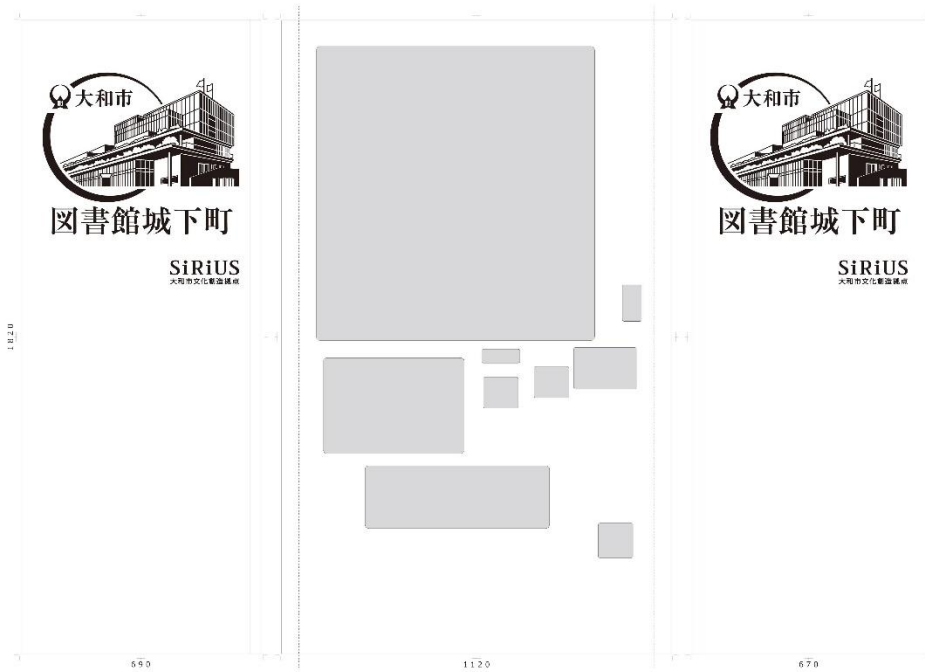
1階に設置する自動販売機のデザイン



2階に設置する自動販売機のデザイン



別紙：入札番号2 自動販売機のデザイン



仕 様 書

1. 機器設置の条件

- (1) 学習省エネ機能、部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載し、ノンフロン対応など環境に配慮したものであること。
- (2) 500円硬貨及び1000円紙幣が使用できること。
- (3) 電子マネー（カード及びスマートフォン決済）が使用できること。
- (4) 日本産業規格の据付基準又は一般社団法人全国清涼飲料工業会の自販機据付基準マニュアルを遵守し、転倒防止措置を行うこと。

2. 販売品目の条件

- (1) 販売品目は、指定する販売内容の他に、アルコール類の販売は行わないこと。
なお、商品の具体的な構成については、大和市との協議のうえ、決定すること。

3. 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理などの自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分に注意するとともに、在庫、補充管理を適切に行うこと。
- (2) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、設置事業者の責任において容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）及びその他関係法令に基づき、適切に回収、リサイクル及び周辺の清掃を行うこと。
- (3) 販売品の搬入並びに廃棄物の搬出時間及び経路については、施設管理者と協議し、その指示に従うこと。
- (4) 関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。また、衛生管理及び感染症対策については、食品衛生法（昭和22年法律第233号）及びその他関係法令、業界自主基準などの遵守、徹底を図るとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (5) 自動販売機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認したうえで安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないか確認すること。
- (6) 自動販売機の故障、問合せ及び苦情については、故障時の連絡先を明記し、乙の責任において対応すること。
- (7) 自動販売機の消費電力等を記載した銘板を自動販売機の正面等の容易に見える位置に貼付すること。

4. 売上状況等の報告

本件自動販売機の売上状況を売上報告書（様式7）にまとめ、自動販売機1台ごとに月別の売上報告書を作成の上、四半期最終月の翌月15日までに提出すること。また売上報告書はMicrosoft社のExcelによる電子データで保存し、大和市が求めた場合、当該電子データを提出できること。

5. その他

自動販売機設置前に、設置しようとする機器（回収ボックスを含む。）のカタログ及び配置図を提出すること。

(様式7)

売上報告書

「公有財産有償貸付契約書」仕様書4の規定に基づき、自販機の月間売上を次のとおり報告します。

年 月 日

大和市役所 図書・学び交流課 あて

自販機販売管理者

(住所)

(会社名)

印

(担当者名)

(電話番号)

(設置場所)

(機種、型式)

No	販売 単価 (A)	年 月		備 考
		販売数量	売上金額	
		(B)	(A) × (B)	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				
16				
17				
18				
19				
20				
		売上金額合計 (C)		

<記載上の注意>

1. 本報告書は、3か月毎にとりまとめ四半期最終月の翌月15日までに必ず提出して下さい。
2. 本報告書は、自販機1台ごとに月別の売上状況を商品別に記載して下さい。
3. 本報告書は、電子データとして保存し、大和市が求めた場合に電子データで提出して下さい。

(例)

月 日

《会社名》
《支店・支社名等》
《代表者名》様

大和市長 大木 哲

自動販売機の設置にかかる電気使用料決定通知書

このことについて、下記の内容で電気使用料を決定しましたので、別紙の納付通知書をもって、ご納付いただきますよう、お願いします。

- 設置場所 《施設名》
- 年度 年度
- 設置の期間 年4月1日 から 年3月31日 まで
- 設置の日数 365日 ●年度中の日数 365日
- 定格消費電力 510 w ●電熱装置の定格消費電力 420 w

○消費電力 510 w + 420 w ÷ 2 = 720 w

消費電力	電気料金(年額)
200 w 未満	7,000 円
200 w ~ 300 w 未満	19,000 円
300 w ~ 400 w 未満	27,000 円
400 w ~ 500 w 未満	35,000 円
500 w ~ 600 w 未満	42,000 円
600 w ~ 700 w 未満	50,000 円
700 w ~ 800 w 未満	58,000 円
800 w ~ 900 w 未満	66,000 円
900 w ~ 1,000 w 未満	74,000 円
1,000 w ~ 1,100 w 未満	82,000 円
1,100 w ~ 1,200 w 未満	89,000 円
1,200 w ~ 1,300 w 未満	97,000 円
1,300 w ~ 1,400 w 未満	105,000 円
1,400 w ~ 1,500 w 未満	113,000 円
1,500 w 以上	124,000 円

○年間電気使用料 58,000 円

○日割り計算

$$\times \frac{365}{365} = 58,000 \text{ 円}$$
(端数切捨て)

○電気使用料決定額 58,000 円

※機種_{大和}の定格消費電力とは、銘板に表示された「定格消費電力」の数値と「電熱装置_{大和}の定格消費電力」の2分の1の数値を合計した値とする。

※電気使用料決定通知に記載される電気使用料は、電気料金の変動により年度ごとに異なる場合があります。 担当：《担当者名》 046-259-6104

各物件の条件等

入札番号 1	許可等及び契約の形態 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく 「行政財産の貸付」貸付期間 5年	許可等の主管課 文化スポーツ部 図書・学び交流課
-----------	--	--------------------------------

1	設置場所 北部文化・スポーツ・子育てセンター 1階 市民交流スペース ※背面部がガラス面のため、設置に際して配慮してください。	災害対応型指定 <input checked="" type="checkbox"/> 対応指定 <input type="checkbox"/> 指定なし	販売内容指定 ビン・カン・ペット ※キャップ等でふたができるもの
			広告 禁止
	寸法制限（幅×奥行×高さ）単位 c m 120 × 80 × 200	色・図柄指定 別紙のとおり	電気料金支払先 文化スポーツ部 図書・学び交流課

2	設置場所 北部文化・スポーツ・子育てセンター 1階 市民交流スペース ※背面部がガラス面のため、設置に際して配慮してください。	災害対応型指定 <input type="checkbox"/> 対応指定 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	販売内容指定 紙パック
			広告 禁止
	寸法制限（幅×奥行×高さ）単位 c m 100 × 80 × 200	色・図柄指定 別紙のとおり	電気料金支払先 文化スポーツ部 図書・学び交流課

3	設置場所 北部文化・スポーツ・子育てセンター 2階 アリーナ入口横	災害対応型指定 <input checked="" type="checkbox"/> 対応指定 <input type="checkbox"/> 指定なし	販売内容指定 ビン・カン・ペット ※キャップ等でふたができるもの ※スポーツドリンクを複数種類含めること
			広告 禁止
	寸法制限（幅×奥行×高さ）単位 c m 100 × 80 × 200	色・図柄指定 別紙のとおり	電気料金支払先 文化スポーツ部 図書・学び交流課

入札番号 2	許可等及び契約の形態 地方自治法第238条の4第2項第4号に基づく 「行政財産の貸付」貸付期間 5年	許可等の主管課 文化スポーツ部 図書・学び交流課
-----------	--	--------------------------------

1	設置場所 大和市文化創造拠点シリウス 6階 市民交流スペース (ぷらっと大和)	災害対応型指定 <input checked="" type="checkbox"/> 対応指定 <input type="checkbox"/> 指定なし	販売内容指定 ビン・カン・ペット ※キャップ等でふたができるもの
			広告 禁止
	寸法制限（幅×奥行×高さ）単位 c m 120 × 80 × 200	色・図柄指定 別紙のとおり	電気料金支払先 文化スポーツ部 図書・学び交流課

2	設置場所 大和市文化創造拠点シリウス 6階 市民交流スペース (ぷらっと大和)	災害対応型指定 <input type="checkbox"/> 対応指定 <input checked="" type="checkbox"/> 指定なし	販売内容指定 紙パック
			広告 禁止
	寸法制限（幅×奥行×高さ）単位 c m 100 × 80 × 200	色・図柄指定 別紙のとおり	電気料金支払先 文化スポーツ部 図書・学び交流課

公募入札による自動販売機設置 入札実施の日程

入札を以下の日程・場所で実施します。

入札番号	日付	時間	場所
1	3月3日（水）	12:10	市役所第1分庁舎 第3会議室
2		12:30	

公募入札による自動販売機設置（その2） 入札会場 案内図

場 所 大和市深見西八丁目6番12号

市役所第1分庁舎 第3会議室

連絡先 大和市 文化スポーツ部 文化振興課

電話 046-260-5255

※ 入札会場は入札参加申込の受付場所と異なりますのでご注意ください。

※ 車でのご来場はご遠慮ください。



自動販売機設置施設一覧

入札番号	施設名	台数	所在地	連絡先
1	北部文化・スポーツ・子育てセンター	3台	大和市中央林間一丁目3番1号	文化スポーツ部 図書・学び交流課 046-259-6104
2	大和市文化創造拠点シリウス	2台	大和市大和南一丁目8番1号	

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター（指定管理施設）

所在地：大和中央林間一丁目3番1号（旧市営緑野住宅跡地）

施設規模：建築面積 2,196.68㎡
延床面積 3,944.57㎡
建物構造 鉄骨造 地上3階建（ただし、3階部分は機械室等で市民の利用区画なし）

休館日：12月29日から1月3日まで

開館時間：9時00分から21時30分まで

利用設備：有料 1階 ROOM1（定員49人）、ROOM2（定員73人）、ROOM3（定員49人）
ROOM8（定員49人）
2階 アリーナ（1,245㎡）
※上記各室は1コマ2時間で利用可能（ただし、アリーナ個人利用は3時間）
屋外 駐輪場 自転車80台 原動機付自転車3台
※自動車専用駐車場はないので、近隣の民間駐車場を利用

無料 1階 市民交流スペース（約100席）
1階 学習室（65席）
1階 親子交流サロン（約60席）
1階 プレイルーム（243㎡の子どもの遊び場）
屋外 屋外子ども広場（本施設に隣接した遊具等を備えた公園。本施設の管理外）

年間来館者数：422,459人
※令和元年度の実績です。ただし、令和2年3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設を休館としています。

売上実績：3台の月平均売上合計 約600,000円
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、施設を休館とした時期を除いています。
※売り上げを見込むための参考値であり、売り上げを保証するものではありません。

大和市文化創造拠点シリウス（指定管理施設）

所在地：大和市大和南一丁目8番1号
 施設規模：敷地面積 9,378.19㎡
 延床面積 26,003.33㎡
 建物構造 鉄骨鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、地上6階 地下1階建

主な構成施設

施設名	フロア	休館日	利用時間
やまと芸術文化ホール	地下1階～6階	12/29～1/3	9時～22時
大和市立図書館	1階、3階～5階	12/31・1/1	9時～21時（日祝は20時）
大和市生涯学習センター	2階、3階、6階	12/29～1/3	9時～21時30分
大和市屋内こども広場	3階	12/31・1/1	9時～19時
駐車場・駐輪場	地下1階	12/31・1/1	8時15分～22時30分
その他市施設等	放送スタジオ、市民課連絡所、イベント観光協会など		

※各施設の詳細はホームページをご参照ください。

<https://yamato-bunka.jp/>

（指定管理者共同事業体「やまとみらい」ホームページ）



年間来館者数：3,020,201人※

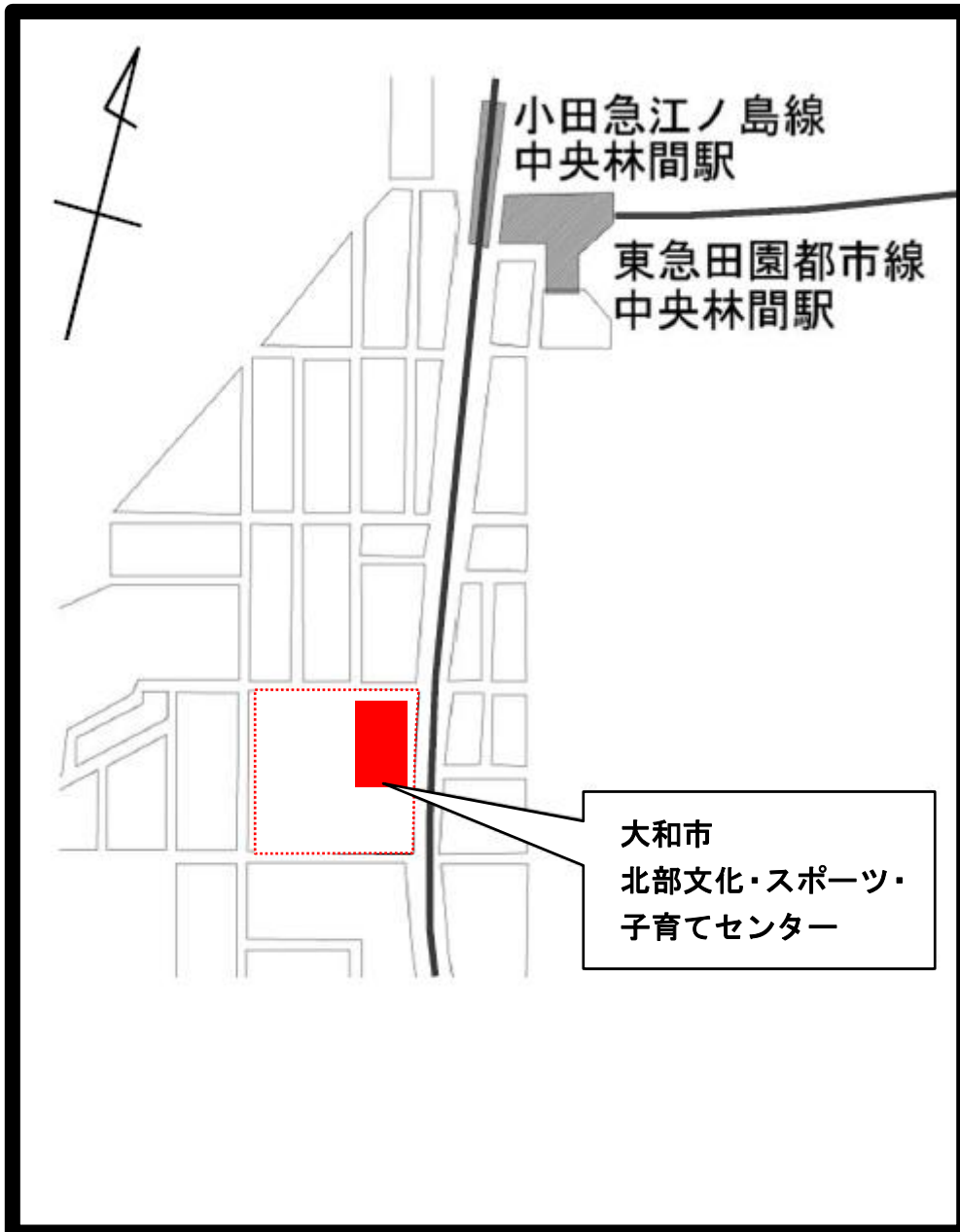
生涯学習センター、ぷらっと大和（6階）の利用者数：（月平均）約50,000人※

※令和元年度の実績です。ただし、令和2年3月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため施設を休館としています。

公募入札による自動販売機の設置施設

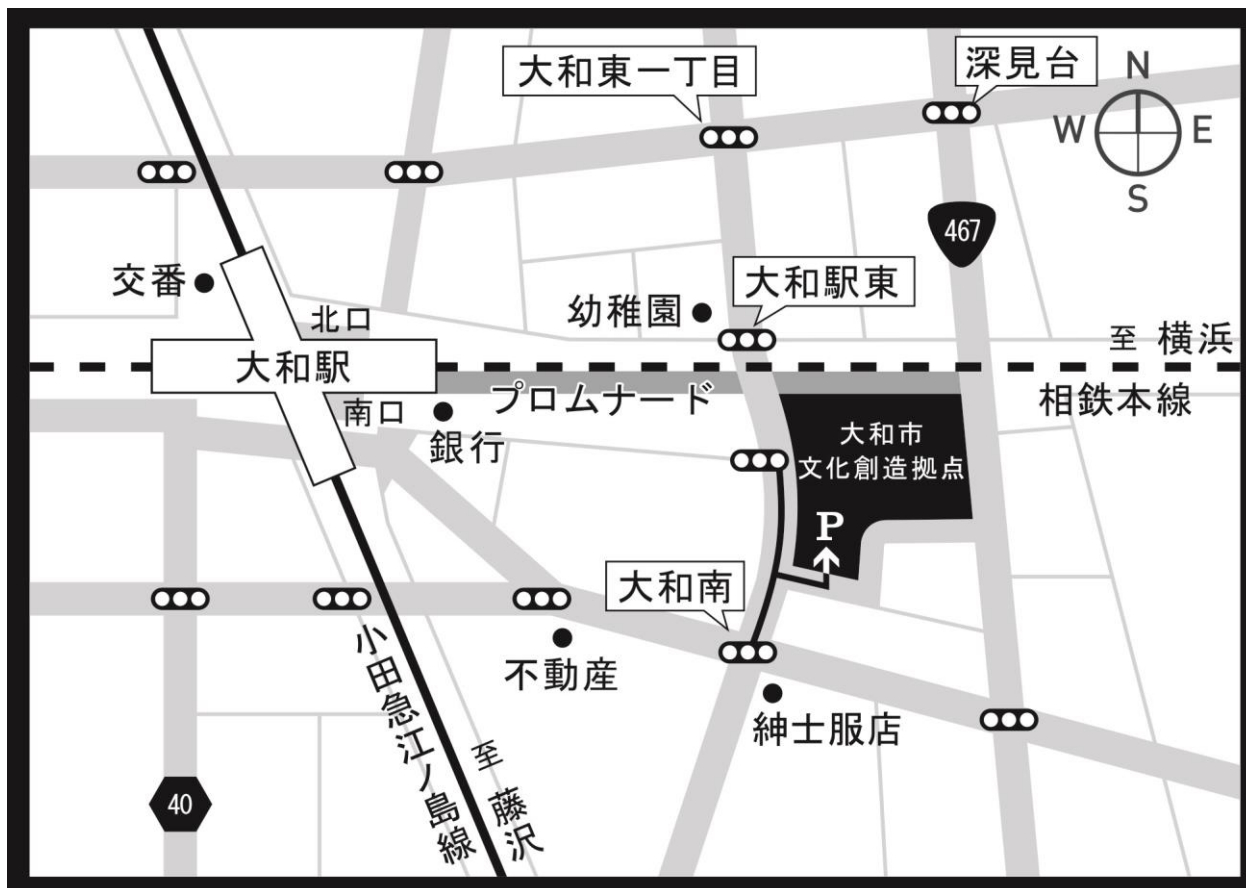
大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター 案内図

(中央林間駅から徒歩 3 分)



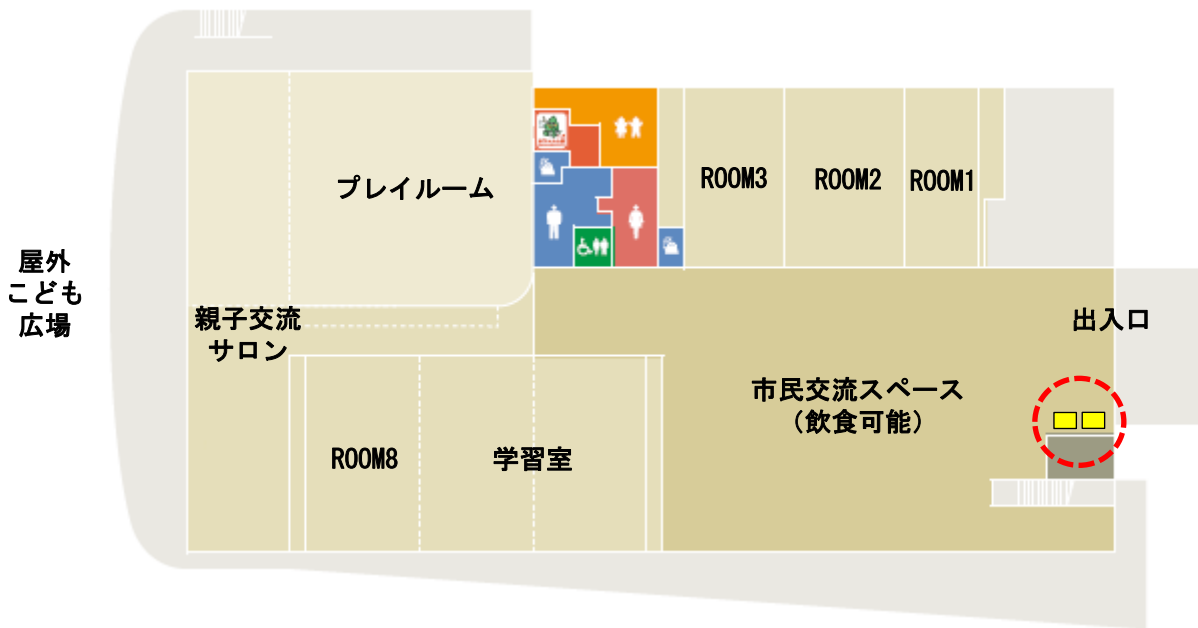
大和市文化創造拠点シリーズ 案内図

(小田急江ノ島線、相模鉄道本線大和駅から徒歩3分)



公募入札による自動販売機の設置場所

大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター 1階平面図



大和市北部文化・スポーツ・子育てセンター 2階平面図



大和市文化創造拠点シリーズ 6階平面図

